

○鳴沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成19年12月21日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 村長又は教育委員会（以下「村長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間（以下「申請期間」という。）
- (3) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (4) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 申請の資格
- (6) 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定の方法及び基準
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) その他村長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に掲げる書類を添えて、申請期間内に村長等に申請しなければならない。

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする施設の指定の期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類

(5) その他村長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 村長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(5) その他村長等が別に定める事項

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第5条 村長等は、第3条の規定による申請がなかった場合、又は前条に規定する指定管理者の候補者に該当するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる、村が出資等している法人、公共団体又は公共的団体（以下「公的団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、村長等は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

3 村長等は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するとき、又は指定管理者が良好な成績で指定期間が満了することが見込まれ、今後も良好な成績が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定)

第6条 村長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、法第

244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 村長等は前項の規定に基づく指定に際し、公の施設の管理上必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第7条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を村長等に届け出なければならない。

- (1) 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (2) 定款等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長等が別に定める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 村長等は、第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。告示した事項に変更があったときも同様とする。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(協定の締結)

第9条 指定管理者の指定を受けた法人等は、村長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 本村が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の規定による事業報告に関する事項
- (6) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の取消しに関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他村長等が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、村長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第12条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

(2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由

(3) 使用料又は利用に係る料金の収入実績

(4) 管理に係る経費の収支状況

(5) その他村長等が定める事項

(業務報告の聴取等)

第11条 村長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 村長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定管理者に損害が生じても、村長等はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理を行わなくなった施設、設備備品等を速やかに原状に回

復し、村長等に早く渡さなければならない。ただし、村長等が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設、設備、備品等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、村長等が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第15条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合について、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第9条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第26号）

(施行期日等)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第14号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

